

令和 6 年 度

監 査 報 告 書

定 期 監 査

留 萌 市 監 査 委 員

令和 6 年 1 2 月

定期監査報告

1 監査の対象部局

総務部	(総務課、デジタル推進室、財務課、契約課、税務課)
地域振興部	(政策調整課、ふるさと納税課、農林水産課、経済観光課)
市民健康部	(市民課、コホートピア推進室、介護支援課、地域包括支援センター)
都市環境部	(都市整備課、上下水道課、環境保全課)
議会事務局	
選挙管理委員会事務局	
教育委員会	(教育政策課、生涯学習課、子育て支援課、学校給食センター)
市立病院事務部	(総務課)

2 監査の実施期間

令和6年9月13日から令和6年12月11日まで

3 監査の範囲

令和5年度の一般会計、特別会計及び企業会計における、使用料及び賃借料から支出された財務事務

4 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、適正な権限者が行い、その手続きは適正か。
- (2) 使用料及び賃借料の算定根拠は、合理的な基準に基づいて行われているか。
- (3) 契約の根拠、契約相手の特定及び選考方法の手続きは適正か。
- (4) 契約に至るまでの手続き、関係書類整備は適正に行われているか。
- (5) 賃貸借等に係る事務事業は、仕様書及び契約書のとおり履行されているか。
- (6) 賃貸借料等の支払は、適正に行われているか。
- (7) その他

5 監査の方法

監査対象部局に対し、あらかじめ監査範囲の賃貸借契約等の名称、契約の相手方、契約金額等の提出を求め、関係書類、諸帳簿等を監査するとともに、必要に応じて担当職員から事務の執行状況、内容等の説明を受け実施した。

6 監査の対象

令和5年度決算における「使用料及び賃借料」支出業務のうち、次の25件を抽出した。（その他、前回定期監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考に措置を講じたとして通知のあった業務のうち9件を別に抽出し、改善がなされているかについて確認のみを行った。）

単位：円

担当部課		業務名（契約名）	R 5 決算額
総務部	総務課	採用試験情報提供サイト利用料	220,000
	デジタル推進室	自治体クラウドサービス利用料	31,847,112
	財務課	土地借上料（花園町4丁目15番）	267,012
	税務課	圧着シーラー機器借上料	418,176
地域振興部	政策調整課	SNSアカウント等利用料（LINEシステム利用料）	1,056,000
	ふるさと納税課	器具等借上料 （かずの子のマチ留萌フェスタ カラーテント等）	12,750
	農林水産課	共同土場設置用地借上料（森づくり対策調査事業）	15,600
	経済観光課	アンテナショップ借上料	1,333,200
市民健康部	市民課	マイナンバーカード設定等機器借上料 （マイキーID等設定支援用）	128,304
	保健医療課	機器等借上料（るもい健康の駅AED借上料）	39,600
	介護支援課	機器等借上料 （はーとふる複写機賃借料（コードNo.8））	87,117
	地域包括支援センター	機器等借上料（リコーデジタル印刷機DD5451）	220,440
都市環境部	都市整備課	除雪機械借上料（排雪用ダンプトラック借上料）	1,360,736
	上下水道課	除雪機械借上料（留萌浄化センター）	341,732
選挙管理委員会事務局		機器等借上料（北海道知事・ 北海道議会議員選挙投票用紙計数機等）	2,332,000
教育委員会	教育政策課	学習支援サービス利用料 （sagasokka!調べ学習応援サービス）	145,530
		AI型学習支援教材使用料（小学校分）	5,480,640
	生涯学習課	クラウド収蔵資料管理システム使用料	396,000
	子育て支援課	病児保育室借上料	940,476
	学校給食センター	機器等借上料（電話機リース料金）	118,932

水道事業	上下水道課	車両借上料	1,277,100
病院事業	事務部総務課	医薬品在庫管理システム賃貸借	871,200
		製氷機・給茶機賃借料	1,712,040
		J-MACクラウド型PACCシステム機器賃借料	6,507,600
		フロージェネレーター加温加湿器付AIRV02賃借料	335,280

7 監査の結果

監査の結果は次のとおりであり、事務処理に関して一部改善・検討を要する事項が見受けられた。

なお、各部局における事務処理上留意すべき個別事項については、12月23日に実施した講評の中で指導したので記述を省略する。

○ 監査の着眼点別指摘事項の件数

監査の着眼点	件数
(1) 予算の執行は、適正な権限者が行い、その手続きは適正か。	1
(2) 使用料及び賃借料の算定根拠は、合理的な基準に基づいて行われているか。	3
(3) 契約の根拠、契約相手の特定及び選考方法の手続きは適正か。	23
(4) 契約に至るまでの手続き、関係書類整備は適正に行われているか。	40
(5) 賃貸借等に係る事務事業は、仕様書及び契約書のとおりに履行されているか。	2
(6) 賃貸借料等の支払は、適正に行われているか。	1
(7) その他	1

(1) 予算の執行は、適正な権限者が行い、その手続きは適正か。

○ 決裁権者の誤りが見受けられた。

事務決裁規程を再確認し、適正な権限者によって行われたい。

(2) 使用料及び賃借料の算定根拠は、合理的な基準に基づいて行われているか。

○ 積算根拠が不明なもの、精算資料が整えられていないものが見受けられた。

市況調査や複数の者からの見積書徴取等を行った上で積算調書を整理し、客観的に判断できる内容とするよう望む。

(3) 契約の根拠、契約相手の特定及び選考方法の手続きは適正か。

① 契約期間の設定について

- ・ 長期継続契約の期間を6年間に設定しているものがあるが、原則5年間であるため、5年間を超える場合は、その理由を記録するよう望む。

② 随意契約とする根拠について

- ・ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を根拠としているものが多数を占めているが、その者しか契約の目的を達成できないことが客観的に判断できる内容となっていないものが見受けられた。

地方自治法施行令第167条の2第1項各号、留萌市契約規則第26条等の関係法令を再確認し、根拠の適正化に図られたい。

(4) 契約に至るまでの手続き、関係書類整備は適正に行われているか。

① 契約保証金を免除とする根拠について

- ・ 契約保証金免除の要件を満たしていないもの、規定の記載がなく根拠が不明なものが見受けられた。

契約保証金は、相手方の契約上の義務の履行を確保するために徴する担保であることから、留萌市契約規則第32条各号に規定する場合において免除することができるものである。

適正な理由により免除を判断するよう努められたい。

② 契約書について

- ・ 留萌市契約規則第28条第3項（病院事業は留萌市立病院契約規程第29条第3項）に規定する「契約書に記載しなければならない事項」の記載のないものが見受けられたほか、条項がずれているもの、約款の一部が綴じられていないものもあった。

契約規則等を再確認の上、必要な事項を整理し適正な契約書の作成にあたられたい。

③ 会計年度独立の原則について

- ・ 新年度予算の執行は新年度開始後でなければならないが、予算の執行行為にあたりと解される「予定価格の決定」、「見積り合せの執行」、「契約の締結」を旧年度中に行っているものが見受けられた。

旧年度中に行う場合は、債務負担行為の設定が必要である。

契約規則、契約マニュアル等を再確認し、適正な事務処理に努められたい。

(5) 賃貸借等に係る事務事業は、仕様書及び契約書のとおり履行されているか。

- 物件納入時の検査について、契約書で規定する期限以内に行われていないものが見受けられた。

納入検査は、受注者と発注者相互の履行確認であり、支出の根拠となることから、契約規則、契約マニュアル等を再確認し、適正な事務処理に努められたい。

(6) 賃貸借料等の支払は、適正に行われているか。

- 見積書徴取通知書において「部分払いを認めない。」としているが、毎月払いしているものが見受けられた。

書類の作成にあたっては、支払方法に矛盾が生じないように精査されたい。

(7) その他

- 全庁的な基準について

- ・ 長期継続契約において、「契約期間が5年を超えるもの」、「予定価格や契約金額を単年度の額にしているもの」、「契約書に特約事項が記載されていないもの」等
- ・ 以前から使用している契約手続き様式や契約書様式の使用
- ・ 以上の事例が目立つことから、年度末の契約準備期間に、「契約マニュアル等」、「長期継続契約に係る運用方針」について改めて周知を行う等、全庁的な共有を図られたい。

8 まとめ

本年度の定期監査において、使用料及び賃借料の支出事務全般を把握し、合規性や効率性等の視点から総合的に監査を行ったところ、概ね良好な事務処理であると認められたものの、監査の結果で述べたとおり改善を必要とすべき事項が一部見受けられた。

地方公共団体が締結する契約は、当該団体の活動として行うものであるため、法律による行政の原理に基づくことが必要である。

契約の目的は「公共の利益」であり、公の秩序を維持するために一定の制限が必要であることから、「地方自治法」、「地方自治法施行令」、「留萌市契約規則」、「留萌市会計規則」等により手続きが定められている。

この手続きは、原則として、一般競争入札の方法によることとされているが、

「地方自治法施行令」の規定に該当するときに限り、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法によることができるものとされている。

特に特命随意契約については、公平性、透明性を確保し、適用条項を厳格に解釈した上で適用すべきであり、前例を踏襲することなく、客観性のある理由に基づく適用について、毎回検証すべきものである。

契約に携わる職員は、契約行為を通じて企業の利害に関わる業務を担うことになり、高い倫理観と公平性が求められることから、関係法令等を理解し、法令に沿って適正に事務手続きをする姿勢・意味の再認識を望む。

また、今回の監査において指摘した事項の中には、稟議における上位者の点検機能が適切に発揮されることにより、防げたであろうものが少なくなかったことから、組織における点検体制の強化について検討されたい。

今後の事務にあたっては、今回の定期監査で受けた指摘等を十分に踏まえ、速やかな改善を願うとともに、個々の職員の契約手続きの再確認により、地方自治法第2条第14項に規定する「住民の福祉の増進」と「最小の経費による最大の効果」の実現に向けた取組が推進されることを望むものである。